

桐生市基本構想見直し試案 新旧対照表（令和 3 年度）

改 正 案	現 行
農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想 <u>令和 3 年 1 2 月</u> 桐 生 市	農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想 <u>平成 2 8 年 1 2 月</u> 桐 生 市

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1. 桐生市における農業生産、農業構造等

桐生市は、群馬県の東部に位置し、東は栃木県足利市に接し地域の中心部に渡良瀬川が流れている。地形は、足尾山地や赤城山の山麓から渡良瀬川流域の平坦地まで変化に富んでいる。内陸性の気候で、気温の変化が大きく、冬季に赤城おろしの北風強く寒冷な時期もあるが、降雪はまれで、降水量も比較的少なく晴天が多い温暖な地域である。

耕地は、標高80mから750mの間の市街地近接の平坦地から山間部にまで及びそれぞれの立地条件に合わせ畜産や野菜、稲作、果樹等の農業が営まれている。

2. 効率的かつ安定的な農業経営の目標の基本的な考え方

桐生市は、このような地域の農業構造の現状及び見通しの下に、農業を職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、効率的かつ安定的な農業経営の目標を定めて、市農業の将来を担う意欲ある農業者の確保・育成を図るとともに、その目標に向けての農業経営の改善を計画的に推進しようとする農業者に対し農用地利用集積の推進、経営の合理化、農業経営基盤の強化を推進するための措置を総合的に講ずるものとする。

具体的には、市内及び周辺地域において営まれている優れた農業経営等を踏まえ次のとおり主たる従事者が他産業従事者と遜色ない年間労働時間の水準を達成しつつ市内及び周辺地域の他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得を確保し得る効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、これらの農業経営が市内の農生産の相当部分を担うような農業構造の確立を目標とする。

また、目標設定に関しては、令和12年とする。

目標年間労働時間	主たる従事者1人当たり1,750～2,000時間程度
目標年間農業所得	主たる従事者1人当たりおおむね380万円 (個別経営体当たり おおむね600万円)

更に、人と農地の問題を解決するため、各地域での話し合いに基づき「人・農地プラン」の定期的な見直しを行う。話し合いに当たっては、新たに就農しようとする者を含め幅広く農業者その他の当該区域の関係者の参加を求めて行い、地域全体としての担い手への農地の利用集積の定量的な目標の設定、農地中間管理機構

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1. 桐生市における農業生産、農業構造等

桐生市は、群馬県の東部に位置し、東は栃木県足利市に接し地域の中心部に渡良瀬川が流れている。地形は、足尾山地や赤城山の山麓から渡良瀬川流域の平坦地まで変化に富んでいる。内陸性の気候で、気温の変化が大きく、冬季に赤城おろしの北風強く寒冷な時期もあるが、降雪はまれで、降水量も比較的少なく晴天が多い温暖な地域である。

耕地は、標高80mから750mの間の市街地近接の平坦地から山間部にまで及びそれぞれの立地条件に合わせ畜産や野菜、稲作、果樹等の農業が営まれている。

2. 効率的かつ安定的な農業経営の目標の基本的な考え方

桐生市は、このような地域の農業構造の現状及び見通しの下に、農業を職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、効率的かつ安定的な農業経営の目標を定めて、市農業の将来を担う意欲ある農業者の確保・育成を図るとともに、その目標に向けての農業経営の改善を計画的に推進しようとする農業者に対し農用地利用集積の推進、経営の合理化、農業経営基盤の強化を推進するための措置を総合的に講ずるものとする。

具体的には、市内及び周辺地域において営まれている優れた農業経営等を踏まえ次のとおり主たる従事者が他産業従事者と遜色ない年間労働時間の水準を達成しつつ市内及び周辺地域の他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得を確保し得る効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、これらの農業経営が市内の農生産の相当部分を担うような農業構造の確立を目標とする。

また、目標設定に関しては、平成37年とする。

目標年間労働時間	主たる従事者1人当たり1,800～2,000時間程度
目標年間農業所得	主たる従事者1人当たりおおむね350万円 (個別経営体当たり おおむね570万円)

更に、人と農地の問題を解決するため、各地域での話し合いに基づき「人・農地プラン」の定期的な見直しを行う。話し合いに当たっては、新たに就農しようとする者を含め幅広く農業者その他の当該区域の関係者の参加を求めて行い、地域全体としての担い手への農地の利用集積の定量的な目標の設定、農地中間管理機構

の活用方針、「近い将来農地の出し手となる者と農地」の明確化及びこれらを増加させる方策等について話し合う。

特に、農用地の利用に関しては、農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、地域農業の生産性の向上に資するため、農地中間管理機構を最大限活用し、担い手への農地集積・集約化と耕作放棄地の発生防止、解消を進め、地域における農用地利用を最適化する。また、農地中間管理機構の活用にあたっては、人・農地プランの定期的な見直しと極力連動させることにより、効率的かつ安定的に推進する。

3. 育成すべき経営体の育成・確保の考え方及びこれを支援していくための諸施策

これらの目標を達成するため、地域の話し合いを基本に次のように育成・確保を図る。

(1) 土地利用型農業の担い手

地域の実情に応じて、利用権設定事業や農地保有合理化促進事業等の「農業経営基盤強化促進事業」を積極的に活用することにより、農地利用の集積や作業の受委託を促進し、規模拡大を推進する。併せて、農用地利用改善団体の土地利用調整活動等による農地の連担化を図り、生産性の向上や経営の改善を促進する。

また、地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、経営体としての体制が整ったものについては、法人化へ誘導を図る。

(2) 土地集約型農業の担い手

産地の形成とコストの低減、高収益作物の導入、ブランド化を推進し、高品質・高付加価値型農業の経営を育成する。

(3) その他の担い手

- ① 新たに就農しようとする意欲ある者については、現に効率的かつ安定的な農業経営を確立した先進的農家での研修等を通じ育成・支援するシステムを整備する。
- ② 農業生産において女性が重要な役割を担っていることから、農業経営改善計画の協同申請の推進や女性農業者による集落営農組織への参加・協力を通じ、女性の農業経営へのより一層の参画を促進する。
- ③ 農業を振興すべき地域にあつては、農業以外の土地需要との秩序ある調整を図りつつ、優良農用地の確保と良好な生産環境の維持に努めるほか、生産

の活用方針、「近い将来農地の出し手となる者と農地」の明確化及びこれらを増加させる方策等について話し合う。

特に、農用地の利用に関しては、農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、地域農業の生産性の向上に資するため、農地中間管理機構を最大限活用し、担い手への農地集積・集約化と耕作放棄地の発生防止、解消を進め、地域における農用地利用を最適化する。また、農地中間管理機構の活用にあたっては、人・農地プランの定期的な見直しと極力連動させることにより、効率的かつ安定的に推進する。

3. 育成すべき経営体の育成・確保の考え方及びこれを支援していくための諸施策

これらの目標を達成するため、地域の話し合いを基本に次のように育成・確保を図る。

(1) 土地利用型農業の担い手

地域の実情に応じて、利用権設定事業や農地保有合理化促進事業等の「農業経営基盤強化促進事業」を積極的に活用することにより、農地利用の集積や作業の受委託を促進し、規模拡大を推進する。併せて、農用地利用改善団体の土地利用調整活動等による農地の連担化を図り、生産性の向上や経営の改善を促進する。

また、地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、経営体としての体制が整ったものについては、法人化へ誘導を図る。

(2) 土地集約型農業の担い手

産地の形成とコストの低減、高収益作物の導入、ブランド化を推進し、高品質・高付加価値型農業の経営を育成する。

(3) その他の担い手

- ① 新たに就農しようとする意欲ある者については、現に効率的かつ安定的な農業経営を確立した先進的農家での研修等を通じ育成・支援するシステムを整備する。
- ② 農業生産において女性が重要な役割を担っていることから、農業経営改善計画の協同申請の推進や女性農業者による集落営農組織への参加・協力を通じ、女性の農業経営へのより一層の参画を促進する。
- ③ 農業を振興すべき地域にあつては、農業以外の土地需要との秩序ある調整を図りつつ、優良農用地の確保と良好な生産環境の維持に努めるほか、生産

性の高い農業の実現を図るため、土地基盤整備引き続き総合的に推進する。 ④ 中山間地域等にあつては、耕作放棄地等の活用を進め、生産基盤と併せ生活環境の整備を促進することにより、農村の活性化に努めるものとする。 なお、このような目標等に則し、効率的かつ安定的な農業経営の育成に資するため、低利融資等の農業金融対策の効果的な推進を図るとともに、経営の改善と永続性を図る観点から、女性農業者等多様な農業従事者意欲と能力を十分発揮できる家族経営協定等の推進や必要に応じ経営の法人化を誘導する。 4. 地域営農の活性化と多様な担い手育成の考え 本市農業の健全な発展を図るためには、効率的かつ安定的な農業経営を目指す農家と、小規模農家、生きがい農家や土地持ち非農家とが相互に利益を享受できることが重要であることから、地域内の話し合いの下に、農地、労働力、機械・施設などの農業基盤を地域として有効に活用する仕組（地域営農システム）作りを進めることにより、地域資源の維持管理等についての役割分担を明確にし、農地利用の円滑な集積、作付け地の団地化・作業の受委託の推進と地域のコミュニティの形成を促進する。 （1）効率的かつ安定的な農業経営を補完する受委託組織等 市、農協等が参画した第3セクターや他産業から参画したサービス事業者等の農作業受委託組織については、効率的かつ安定的な農業経営を補完するものとして育成を図る。 （2）効率的かつ安定的な農業経営の育成母体となる生産組織 地域及び営農の実態等に応じた多様な生産組織を育成するとともに、経営の効率化を図り、経営体として体制が整ったものについては、法人化を誘導する。 （3）他産業からの参入 地域活性化と農地を農地として有効利用を図る観点から、農地所有適格法人以外の法人の農業参入を支援し、地域の担い手として育成を図る。 5. 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標 （1）新規就農の現状 桐生市の令和2年の新規就農者は3人（雇用就農含む）で、過去5年間の平均を見ても年9人と少ないため将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。	性の高い農業の実現を図るため、土地基盤整備引き続き総合的に推進する。 ④ 中山間地域等にあつては、耕作放棄地等の活用を進め、生産基盤と併せ生活環境の整備を促進することにより、農村の活性化に努めるものとする。 なお、このような目標等に則し、効率的かつ安定的な農業経営の育成に資するため、低利融資等の農業金融対策の効果的な推進を図るとともに、経営の改善と永続性を図る観点から、女性農業者等多様な農業従事者意欲と能力を十分発揮できる家族経営協定等の推進や必要に応じ経営の法人化を誘導する。 4. 地域営農の活性化と多様な担い手育成の考え 本市農業の健全な発展を図るためには、効率的かつ安定的な農業経営を目指す農家と、小規模農家、生きがい農家や土地持ち非農家とが相互に利益を享受できることが重要であることから、地域内の話し合いの下に、農地、労働力、機械・施設などの農業基盤を地域として有効に活用する仕組（地域営農システム）作りを進めることにより、地域資源の維持管理等についての役割分担を明確にし、農地利用の円滑な集積、作付け地の団地化・作業の受委託の推進と地域のコミュニティの形成を促進する。 （1）効率的かつ安定的な農業経営を補完する受委託組織等 市、農協等が参画した第3セクターや他産業から参画したサービス事業者等の農作業受委託組織については、効率的かつ安定的な農業経営を補完するものとして育成を図る。 （2）効率的かつ安定的な農業経営の育成母体となる生産組織 地域及び営農の実態等に応じた多様な生産組織を育成するとともに、経営の効率化を図り、経営体として体制が整ったものについては、法人化を誘導する。 （3）他産業からの参入 地域活性化と農地を農地として有効利用を図る観点から、農地所有適格法人以外の法人の農業参入を支援し、地域の担い手として育成を図る。 5. 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標 （1）新規就農の現状 桐生市の平成27年の新規就農者は18人（雇用就農含む）で、過去5年間の平均を見ても年14人と少ないため将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。
--	---

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1) に掲げる状況を踏まえ、市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を 倍増するという新規就農者の確保・定着目標や群馬県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標年間170人を踏まえ、桐生市においては年間20人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を10年間で10法人の増加を図る。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

桐生市及びその周辺町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1750～2000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（2に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の6割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得230万円程度）を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた市の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については桐生地区農業指導センターや新田みどり農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の目標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に桐生市及び周辺で展開している優良事例を踏まえつつ、桐生市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1) に掲げる状況を踏まえ、市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や群馬県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標年間230人を踏まえ、桐生市においては年間20人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を10年間で10法人の増加を図る。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

桐生市及びその周辺町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1800～2000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（2に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の6割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得210万円程度）を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた市の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については桐生地区農業指導センターや新田みどり農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の目標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に桐生市及び周辺で展開している優良事例を踏まえつつ、桐生市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

〔個別経営体〕 別紙 1 第 2 の 2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標 第 1 に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に桐生市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、桐生市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。 〔個別経営体〕 別紙 2 第 3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する事項 前記第 2 に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用（農作業受委託を含む。）の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。 ○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標 <table><tr><td>効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標</td><td>備 考</td></tr><tr><td>4 0 . 0 %</td><td></td></tr></table> ○効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標	効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考	4 0 . 0 %		〔個別経営体〕 別紙 1 第 2 の 2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標 第 1 に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に桐生市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、桐生市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。 〔個別経営体〕 別紙 2 第 3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する事項 前記第 2 に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用（農作業受委託を含む。）の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。 ○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標 <table><tr><td>効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標</td><td>備 考</td></tr><tr><td>4 0 . 0 %</td><td></td></tr></table> ○効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標	効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考	4 0 . 0 %	
効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考								
4 0 . 0 %									
効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考								
4 0 . 0 %									

農地中間管理事業等の実施により効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

2 農用地の利用関係の改善に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

桐生市の平坦部においては、施設野菜、露地野菜、畜産等土地利用型農業が盛んであり、認定農業者等への利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業等の効率化が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

また、中山間地域では圃場が傾斜地に多く、点在しているため農地利用条件が悪く、土地基盤整備は、一部地域を除き遅れており、露地野菜、水稻等の比較的小規模での農業経営となっている。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は、更に農業従事者の高齢化が進んでくることが予想され、このままでは担い手は受けきれない農地が出てくることが考えられる。そのため担い手育成及びそれらの者への農地の利用集積を推進するため、桐生市農業再生協議会等支援組織と連携を図り、利用権設定等促進事業、農地利用集積円滑化事業等を主な施策として、農業経営基盤強化の強化を促進するための措置を講ずる。

(3) 関係団体等との連携体制

市では、関係機関が有する農地の情報の共有化を目指し、地域の担い手への面的集積を促進するため、関係各課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構等が連携して施策・事業等の推進を実施する。

第4. 経営基盤強化促進事業に関する事項

市は、群馬県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5の「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に則しつつ、桐生市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産活動の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

市は、農業経営基盤強化促進事業として次に掲げる事業を行う。

①利用権設定等促進事業

②農用地利用改善事業の実施を促進する事業

農地利用集積円滑化事業等の実施により効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

2 農用地の利用関係の改善に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

桐生市の平坦部においては、施設野菜、露地野菜、畜産等土地利用型農業が盛んであり、認定農業者等への利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業等の効率化が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

また、中山間地域では圃場が傾斜地に多く、点在しているため農地利用条件が悪く、土地基盤整備は、一部地域を除き遅れており、露地野菜、水稻等の比較的小規模での農業経営となっている。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は、更に農業従事者の高齢化が進んでくることが予想され、このままでは担い手は受けきれない農地が出てくることが考えられる。そのため担い手育成及びそれらの者への農地の利用集積を推進するため、桐生市農業再生協議会等支援組織と連携を図り、利用権設定等促進事業、農地利用集積円滑化事業等を主な施策として、農業経営基盤強化の強化を促進するための措置を講ずる。

(3) 関係団体等との連携体制

市では、関係機関が有する農地の情報の共有化を目指し、地域の担い手への面的集積を促進するため、関係各課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地利用集積円滑化団体等が連携して施策・事業等の推進を実施する。

第4. 経営基盤強化促進事業に関する事項

市は、群馬県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5の「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に則しつつ、桐生市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産活動の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

市は、農業経営基盤強化促進事業として次に掲げる事業を行う。

①利用権設定等促進事業

②農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業

③農用地利用改善事業の実施を促進する事業

③委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業

④農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業

⑤その他農業経営基盤の強化促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえて、それぞれの地域で重点的に実施するものとする。更に、農用地利用改善団体に対して、特定農業法人制度についても啓蒙に努め、必要に応じて農用地利用改善団体が、特定農業法人制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1. 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人が利用権の設定を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依りてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件すべて（農地所有適格法人にあっては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件すべて）を備えること。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ）その者の農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ）その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員を言う。）がいるものとする。

（オ）所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化斡旋譲受け等候補者名簿に登録されている場合であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができるものと認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に

④委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業

⑤農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業

⑥その他農業経営基盤の強化促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえて、それぞれの地域で重点的に実施するものとする。更に、農用地利用改善団体に対して、特定農業法人制度についても啓蒙に努め、必要に応じて農用地利用改善団体が、特定農業法人制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1. 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人が利用権の設定を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依りてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件すべて（農地所有適格法人にあっては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件すべて）を備えること。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ）その者の農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ）その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員を言う。）がいるものとする。

（オ）所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化斡旋譲受け等候補者名簿に登録されている場合であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができるものと認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に

利用することができるものと認められること。

- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、（ア）に掲げる要件）のすべてを備えている時は、前項の規定に関わらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

- ③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受ける場合、農地中間管理機構が農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項規定する事業（以下「農地中間管理事業」という。）又は法第7条第1号に掲げる事業の実施によって利用権の設定等を受ける場合、

独立行政法人農業者

年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合、若しくは農地中間管理機構、独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

- ④ 賃借権又使用貸借による権利の設定をうける者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して 耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ 市長への確約書の提出や市長との協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定を行う場合は、①の規定に関わらず利用権の設定等を受けることができるものとする。ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これらの二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙3のとおりとする。

利用することができるものと認められること。

- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、（ア）に掲げる要件）のすべてを備えている時は、前項の規定に関わらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

- ③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定を受ける場合、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受ける場合、農地中間管理機構が農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項規定する事業（以下「農地中間管理事業」という。）又は法第7条第1号に掲げる事業の実施によって利用権の設定等を受ける場合、法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合、若しくは農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

独立行政法人農業者

年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合、若しくは農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

- ④ 賃借権又使用貸借による権利の設定をうける者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して 耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ 市長への確約書の提出や市長との協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定を行う場合は、①の規定に関わらず利用権の設定等を受けることができるものとする。ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これらの二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙3のとおりとする。

(2) 利用権設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決裁の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払の方法並びに所有権の移転の時期は、別紙4のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体_____及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱の制定について」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画に提出させる。
- ② 市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
- ア 当該開発事業の実施が確実であること。
- イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
- ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合は、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 市は、(5)の申し出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るために必要があると認める時は、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるものとする。
- この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに、当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申し出

- ① 市農業委員会は、法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を

(2) 利用権設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決裁の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払の方法並びに所有権の移転の時期は、別紙4のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地利用集積円滑化団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱の制定について」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画に提出させる。
- ② 市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
- ア 当該開発事業の実施が確実であること。
- イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
- ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合は、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 市は、(5)の申し出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るために必要があると認める時は、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるものとする。
- この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに、当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申し出

- ① 市農業委員会は、法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を

受けた者（以下「認定農業者」という。）で利用権の設定を受けようとする者、又は利用権の設定等を行おうとする者の申し出を基に、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が整った時は、桐生市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

② 市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認める時は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

削る

④ ②から③に定める申出を行う場合において、（4）の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

（6）農用地利用集積計画の作成

① 市は、（5）の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。

② 市は、（5）の②から③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申し出があった場合には、その申し出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申し出があり、利用権設定等の調整が整った時は、市は農用地利用集積計画を定めることができる。

④ 市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者（（1）に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

受けた者（以下「認定農業者」という。）で利用権の設定を受けようとする者、又は利用権の設定等を行おうとする者の申し出を基に、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が整った時は、桐生市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

② 市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認める時は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

④ 市の全部又は一部をその事業の実施地域とする農地利用集積円滑化団体がその事業の実施地域内の農用地の利用の集積を図る目的のため、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

⑤ ②から④に定める申出を行う場合において、（4）の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

（6）農用地利用集積計画の作成

① 市は、（5）の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。

② 市は、（5）の②から④の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合、土地改良区又は農地利用集積円滑化団体からの申し出があった場合には、その申し出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申し出があり、利用権設定等の調整が整った時は、市は農用地利用集積計画を定めることができる。

④ 市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者（（1）に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積（(1)の④に定める者である場合については、賃借権、又は使用貸借による権利の設定に限る。）
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払の方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）及びその支払（持分の付与を含む。）のその方法その他所有権の移転に係わる法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に定める者である場合には、次に掲げる事項
ア その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
イ その者が毎事業年度の終了3ヶ月以内に、農地法施行規則（昭和27年農林水産省令第79号）第60条の2の各号で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について農業委員会に報告しなければならない旨
ウ その者が賃借権又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するため次に掲げる事項
（ア）農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
（イ）原状回復の費用の負担者
（ウ）原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
（エ）貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
（オ）その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積（(1)の④に定める者である場合については、賃借権、又は使用貸借による権利の設定に限る。）
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払の方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）及びその支払（持分の付与を含む。）のその方法その他所有権の移転に係わる法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に定める者である場合には、次に掲げる事項
ア その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
イ その者が毎事業年度の終了3ヶ月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号（以下「規則」という。））第16条の2の各号で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について市長に報告しなければならない旨
ウ その者が賃借権又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するため次に掲げる事項
（ア）農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
（イ）原状回復の費用の負担者
（ウ）原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
（エ）貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
（オ）その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

市は、農用地利用集積の案を作成した時は、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が20年を超えないものに限る。)の設定又は移転する場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有部分を有する者の同意が得られていれば足りる。

(9) 公告

市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めた時又は(5)の①に規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めた時は、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を桐生市の掲示場への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

市が(9)の規定による公告をした時は、その公告に係る農用地利用集積計画の定める所によって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 紛争の処理

市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じた時は、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は、使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に定める者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の

(8) 同意

市は、農用地利用集積の案を作成した時は、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が5年を超えないものに限る。)の設定又は移転する場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有部分を有する者の同意が得られていれば足りる。

(9) 公告

市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めた時又は(5)の①に規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めた時は、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を桐生市の掲示場への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

市が(9)の規定による公告をした時は、その公告に係る農用地利用集積計画の定める所によって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 紛争の処理

市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じた時は、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は、使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に定める者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の

地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。 イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。 ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。 ② 市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。 ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に定める者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。 イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。 ③ 市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画のうち②のア及びイに係る賃貸借又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消しに係る事項を市の公報に記載することその他所定の手段により公告する。 ④ 市が③に規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとする。 <u>削る。</u> 2. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項 (1) 農用地利用改善事業の実施の促進	地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。 イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。 ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。 ② 市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。 ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に定める者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。 イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。 ③ 市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画のうち②のア及びイに係る賃貸借又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消しに係る事項を市の公報に記載することその他所定の手段により公告する。 ④ 市が③に規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとする。 <u>2. 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項</u> <u>(1) 市は、市の全域又は一部を区域として農用地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体との連携の下に、農用地等の所有者、農業経営者等の地域の関係者に農地利用集積円滑化事業の趣旨が十分理解され、地域一体となって農地利用集積円滑化事業を進めるとの合意形成が行われるよう、農地利用集積円滑化事業に関する普及啓発活動等を行うものとする。</u> <u>(2) 市、農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び桐生市農業再生協議会は農地利用集積円滑化事業を促進するため、農地利用集積円滑化団体に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。</u> 3. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項 (1) 農用地利用改善事業の実施の促進
--	---

市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

（２）区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（１～数集落）とするものとする。

（３）農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、（２）に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

（４）農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア．農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ．農用地利用改善事業の実施区域

ウ．作付地の集団化その他の構成員の栽培の改善に関する事項

エ．認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ．認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ．その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

（５）農用地利用規程の認定

① （２）に規程する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第２３条第１項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第６号の認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることができる。

② 市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当する時は、法第２３条第１項の認定をする。

ア．農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ．農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適

市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

（２）区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（１～数集落）とするものとする。

（３）農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、（２）に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

（４）農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア．農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ．農用地利用改善事業の実施区域

ウ．作付地の集団化その他の構成員の栽培の改善に関する事項

エ．認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ．認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ．その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

（５）農用地利用規程の認定

① （２）に規程する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第２３条第１項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第６号の認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることができる。

② 市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当する時は、法第２３条第１項の認定をする。

ア．農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ．農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適

切なものであること。 ウ. (4) の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。 エ. 農用地利用規程が適切に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。 ③ 市は、②の認定をした時は、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市の掲示場への掲示により公告する。 ④ ①から③の規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。 (6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定 ① (5) の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認める時は、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行例（昭和55年政令第219号）<u>第9条</u>に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。 ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4) の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。 ア. 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所 イ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標 ウ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項 ③ 市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について、(5) の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5) の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当する時は、(5) の①の認定をする。 ア. ②のイに掲げる目標が(2) に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をする者であること。 イ. 申請者の構成員からその所有する農用地について、利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申し出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、	切なものであること。 ウ. (4) の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。 エ. 農用地利用規程が適切に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。 ③ 市は、②の認定をした時は、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市の掲示場への掲示により公告する。 ④ ①から③の規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。 (6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定 ① (5) の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認める時は、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行例（昭和55年政令第219号）<u>第5条</u>に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。 ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4) の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。 ア. 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所 イ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標 ウ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項 ③ 市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について、(5) の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5) の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当する時は、(5) の①の認定をする。 ア. ②のイに掲げる目標が(2) に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をする者であること。 イ. 申請者の構成員からその所有する農用地について、利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申し出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、
--	--

又特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規定」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画と見なす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定を行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 市は、（５）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業指導センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構（公益財団法人群馬県農業公社） 等の指導、助言を求めてきた時は、桐生市農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるよう努める。

3. 農業協同組合が行う農作業の委託の斡旋その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

又特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規定」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画と見なす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

① （５）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定を行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 市は、(５)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業指導センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構（公益財団法人群馬県農業公社）、農地利用集積円滑化団体等の指導、助言を求めてきた時は、桐生市農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるよう努める。

4. 農業協同組合が行う農作業の委託の斡旋その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体に農作業受委託の斡旋の促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るための農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには、利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託の斡旋等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託の斡旋窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行うとする者から申し出があった場合は、農作業の受委託について斡旋に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

4. 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組む事とし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

5. その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

(1) 農作業の受委託の促進

市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体に農作業受委託の斡旋の促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るための農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには、利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託の斡旋等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託の斡旋窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行うとする者から申し出があった場合は、農作業の受委託について斡旋に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5. 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組む事とし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

6. その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

市は、1 から <u>4</u> に掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な関連施策との連携に配慮するものとする。 ア 市は、農村環境整備事業等により、農業集落排水整備等を促進し、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。 イ 市は、地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みによって、水稻作、転作を通じる望ましい計画の育成を図ることとする。 ウ 市は、<u>農地中間管理事業を活用し、農地中間管理機構が農地所有者から農地を借受け、担い手に対して、その規模拡大や利用する農地の集約化に配慮して転貸することにより、地域における農用地利用を最適化する。</u> エ 市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるよう配慮するものとする。 (2) 推進体制等 ① 事業推進体制等 市は、農業委員会、農業指導センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、<u>農地中間管理機構</u>、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。 また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。 ② 農業委員会等の協力 農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び<u>農地中間管理機構</u> は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、桐生市農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとし、市は、このような協力の推進に配慮する。 <u>6</u> 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項 第1の6(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関 ・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。 (1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組	市は、1 から <u>5</u> に掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な関連施策との連携に配慮するものとする。 ア 市は、農村環境整備事業等により、農業集落排水整備等を促進し、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。 イ 市は、地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みによって、水稻作、転作を通じる望ましい計画の育成を図ることとする。 ウ 市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるよう配慮するものとする。 (2) 推進体制等 ① 事業推進体制等 市は、農業委員会、農業指導センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、<u>農地利用集積円滑化団体</u>、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。 また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。 ② 農業委員会等の協力 農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び<u>農地利用集積円滑化団体</u> は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、桐生市農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとし、市は、このような協力の推進に配慮する。 <u>7</u> 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項 第1の6(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関 ・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。 (1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組
--	--

ア 受入環境の整備

農業指導センター、農業協同組合などと連携しながら、就農相談会を開催し、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行う。また、市内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

（２）新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

市が主体となって農業指導センター、農業委員会、農業協同組合等と連携・協力して農業者に関する情報を共有し、巡回指導の他、年に１回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、経営指導を含めた支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、就農地区の農業委員や農業経営士等との交流を図るほか、桐生・みどり地区新規就農者交流会への参加を促しサポートしていく。また人・農地プランの作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。

ウ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、農業次世代人材投資資金や青年等就農資金、強い農業担い手づくり総合支援交付金等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

（３）関係機関等の役割分担

就農相談や、技術や経営ノウハウについての習得、就農後の営農指導等については農業指導センター、群馬県農林大学校、農業協同組合、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

ア 受入環境の整備

農業指導センター、農業協同組合などと連携しながら、就農相談会を開催し、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行う。また、市内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

（２）新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

市が主体となって農業指導センター、農業委員会、農業協同組合等と連携・協力して農業者に関する情報を共有し、巡回指導の他、年に１回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、経営指導を含めた支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、就農地区の農業委員や農業経営士等との交流を図るほか、桐生・みどり地区新規就農者交流会への参加を促しサポートしていく。また人・農地プランの作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。

ウ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年就農給付金や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

（３）関係機関等の役割分担

就農相談や、技術や経営ノウハウについての習得、就農後の営農指導等については農業指導センター、群馬県農林大学校、農業協同組合、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

削る。	第5 農地利用集積円滑化事業に関する事項 <u>1. 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項</u> 桐生市においては、認定農業者等への農地の利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。 また、今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想される。 農地利用集積円滑化事業の実施主体は、こうした課題を的確に解決できる者、具体的には、①担い手の育成・確保、担い手に対する農地の利用集積の積極的な取組を実施していること、②担い手に関する情報や、農地の利用集積に関する今後の意向等の農地の各種情報に精通していること、③農地の出し手や受け手と積極的に関わり合い、農地の利用に関する活動を実施する体制が整備されていること、等の条件を満たす者が実施するものとする。 <u>2. 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準</u> ① 桐生市における農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域は、市全域とする。 ただし、市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域で、同法第23条第1項の規定による協議が調ったもの（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域を除く。））及び農業上の利用が見込めない森林地域等は除く。 ② なお、桐生市を複数に区分して農地利用集積円滑化事業を実施する場合、土地の自然的条件、農業者の農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況等を考慮し、大字単位とするなど、担い手への農地の面的集積が効率的かつ安定的に図られる、一定のまとまりのある区域を実施の単位とする。 <u>3. その他農地利用集積円滑化事業の実施に関する事項</u> <u>（1）農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容</u> 農地利用集積円滑化事業規程には、次に掲げる事項のうち事業実施に必要な事項を定めるものとする。 ① 農地所有者代理事業の実施に関する次に掲げる事項 ア 農用地等の所有者の委任を受けてその者を代理して行う農用地等の売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託に関する事項（当該
-----	---

	<u>委任に係る農用地等の保全のための管理</u> <u>に関する事項を含む</u>) <u>イ その他農地所有者代理事業の実施方法に関する事項</u> <u>② 農地売買等事業の実施に関する次に掲げる事項</u> <u>ア 農用地等の買入れ及び借受けに関する事項</u> <u>イ 農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項</u> <u>ウ 農用地等の管理に関する事項</u> <u>エ その他農地売買等事業の実施方法に関する事項</u> <u>③ 研修等事業の内容及び当該事業の実施に関する事項</u> <u>④ 事業実施地域に関する事項</u> <u>⑤ 事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、一般社団法人群馬県農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体とのに関する事項</u> <u>⑥ その他農地利用集積円滑化事業の実施方法に関する事項</u> <u>(2) 農地利用集積円滑化事業規程の承認</u> <u>① 法第4条第3項各号に掲げる者(市町村を除く)は、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、規則第12条の10に基づき、市に農地利用集積円滑化事業規程の承認申請を行い、市から承認を得るものとする。</u> <u>② 市は、申請された農地利用集積円滑化事業規程の内容及、次に掲げる要件に該当するものであるときは、①の承認をするものとする。</u> <u>ア 基本構想に適合するものであること。</u> <u>イ 事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。</u> <u>ウ 認定農業者が当該認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。</u> <u>エ 次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。</u> <u>(イ) 農用地の利用関係の調整を適確に行うための要員を有していること。</u> <u>(イ) 農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあったときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されていること。</u> <u>(ウ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を適確に図るための基準を有していること。</u>
--	--

	(エ) (ア) から (ウ) に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。 (オ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、当該実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、一般社団法人群馬県農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められるものであること。 (カ) 農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用施設は、規則第 10 条第 2 号イからニまでに掲げるものであること。 (キ) 規則第 10 条第 2 号イからニまでに掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して当該農業用施設の用に供される土地とすること適当な土地について、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること。 ③ 市は農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について①の承認をしようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経るものとする。 ④ 市は、①の承認を行ったときは、その旨並びに当該承認に係る農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を市の公報等への記載により公告する。 ⑤ ①から④までの規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更の承認について準用する。 ⑥ ①、③及び④の規定は、農地利用集積円滑化事業規程の廃止の承認について準用する。 (3) 農地利用集積円滑化事業規程の取消し等 ① 市は、農地利用集積円滑化事業の適正な運営を確保するため必要であると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせるものとする。 ② 市は、農地利用集積円滑化事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。 ③ 市は、農地利用集積円滑化団体が次に掲げる事項のいずれかに該当するとき、(2) の①の規定による承認を取消することができる。 ア 農地利用集積円滑化団体が法第 4 条第 3 項第 1 号に規定する農業協同組合若しくは一般社団法人又は一般財団法人、同項第 2 号に掲げる者(農地売買等事業を行っている場合にあっては、当該農業協同組合若しくは一
--	---

	<u>一般社団法人又は一般財団法人）でなくなったとき。</u> <u>イ 農地利用集積円滑化団体が①の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。</u> <u>ウ 市は農地利用集積円滑化団体が②の規定による命令に違反したとき。</u> <u>④ 市は、③の規定により承認を取消したときは、遅滞なく、その旨を市の掲示板への掲示により公告する。</u> <u>(4) 農地利用集積円滑化事業による農用地集積の相手方</u> <u>認定農業者等農業経営の改善に意欲的な経営体を集積の相手方とするが、当該経営体のうち、経営農地の立地状況を勘案して、集積対象となる農用地を最も有効に活用することのできる者を優先する。</u> <u>(5) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方</u> <u>① 農地所有者代理事業を実施する場合には、農用地の効果的な面的集積を確保する観点から、農用地等の所有者は、委任契約に係る土地についての貸付け等の相手方を指定することはできないものとする。</u> <u>② 農地所有者代理事業を実施する場合には、基本要綱参考様式5に定める契約書例を参考に契約書を作成し、農用地等の貸付け等の委任を申し込んだ農用地等の所有者と契約を締結するものとする。</u> <u>③ 前項の委任契約の締結に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。</u> <u>ア 農地所有者代理事業の効率的な実施の確保、契約当事者間の紛争防止等の観点から、委任事務及び代理権の範囲については、農用地等の所有者が農地利用集積円滑化団体に委任する内容に則して定めるものとする。</u> <u>イ 所有権の移転をする場合の対価、賃借権を設定する場合の賃借権の存続期間及び借賃並びに農業経営又は農作業の委託をする場合の当該委託の存続期間及び委託料金については、農用地等の所有者が申し出た内容を基に、農地利用集積円滑化団体が委任契約に基づいて交渉する貸付け等の相手方と協議し、貸付け等の内容が農用地等の所有者が申し出た内容と異なる場合には、農用地等の所有者の同意を得る旨の定めをすることが望ましい。</u> <u>ウ 受任した農用地等の貸付け等の相手方が替わっても、当該農用地等の所有者に代理して新たな相手方との貸付け等の契約が締結できるよう、委任契約の期間はできる限り長期とすることが望ましい。</u> <u>④ 農地利用集積円滑化団体は、農用地等の所有者から当該事業に係る委任契約の申込を受けた場合は、正当な事由がなければ、委任契約を拒んではならない。</u> <u>⑤ 農地利用集積円滑化団体が農用地等の保全のための管理を行う事業を実</u>
--	---

第5 その他 この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。 附則	<u>施する場合には、農用地等の所有者と書面による農作業等の受委託の契約を締結して行うものとする。この場合、当該団体は、農用地等の保全のための管理作業について、他の者に再委託しても差し支えない。</u> <u>(6) 農地売買等事業における農用地等の買入れ、売渡し等の価格設定の基準</u> <u>① 農地売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が売買する農用地等の価格については、近傍類似の農用地等に係る取引価格等を参考に定めるものとする。</u> <u>② 農地売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が貸借する農用地等の借賃については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供している借賃等の情報を十分考慮して定めるものとする。</u> <u>(7) 研修等事業の実施に当たっての留意事項</u> <u>① 農地利用集積円滑化団体は、新規就農者等に対する農業の技術、経営の方法の实地研修等を目的とする研修等事業を行う場合には、通常の管理耕作の範囲を超えて、作目、栽培方法の選択、農用地等の形質の変更等を行うことができるものとする。</u> <u>② 研修の実施期間は、新規就農希望者の年齢、農業の技術等の習得状況にに応じ、概ね5年以内とする。ただし、農地利用集積円滑化団体が借り入れた農用地等において研修等事業を行う場合には、研修等事業の実施期間は当該農用地等の借入れの存続期間内とする。</u> <u>③ 研修等事業の実施に当たって、当該団体は、農業指導センター、群馬県農林大学校、一般社団法人群馬県農業会議、農業協同組合、地域の農業者等と連携して行うとともに、農業技術等を効率的に習得することができるよう努めるものとする。</u> <u>(8) 他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項</u> <u>農地利用集積円滑化団体は、多数の農用地等の所有者が農地利用集積円滑化事業を活用できるよう、農業委員会、農業協同組合、農業指導センター等の関係機関及び関係団体と連携して農用地等の所有者、経営体に対し、農地利用集積円滑化事業のパンフレットの配布、説明会の開催等を通じた普及啓発活動に努める。</u> 第6 その他 この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。 附則
---	--

この基本構想は、平成 7 年 2 月 2 8 日から施行する。 附則 この基本構想は、平成 1 2 年 3 月 3 1 日から施行する。 附則 この基本構想は、平成 1 3 年 9 月 3 日から施行する。 附則 この基本構想は、平成 1 6 年 9 月 1 日から施行する。 附則 この基本構想は、平成 1 8 年 8 月 1 7 日から施行する。 附則 この基本構想は、平成 2 2 年 6 月 1 日から施行する。 附則 この基本構想は、平成 2 4 年 3 月 3 0 日から施行する。 附則 この基本構想は、平成 2 6 年 9 月 1 9 日から施行する。 附則 この基本構想は、平成 2 8 年 1 2 月 1 3 日から施行する。 附則 <u>この基本構想は、令和 3 年 1 2 月 日から施行する。</u>	この基本構想は、平成 7 年 2 月 2 8 日から施行する。 附則 この基本構想は、平成 1 2 年 3 月 3 1 日から施行する。 附則 この基本構想は、平成 1 3 年 9 月 3 日から施行する。 附則 この基本構想は、平成 1 6 年 9 月 1 日から施行する。 附則 この基本構想は、平成 1 8 年 8 月 1 7 日から施行する。 附則 この基本構想は、平成 2 2 年 6 月 1 日から施行する。 附則 この基本構想は、平成 2 4 年 3 月 3 0 日から施行する。 附則 この基本構想は、平成 2 6 年 9 月 1 9 日から施行する。 附則 この基本構想は、平成 2 8 年 月 日から施行する。 _____ _____
---	---

農業経営の基本的指標 (別紙1)					農業経営の基本的指標 (別紙1)				
営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様	営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
1 水稻 ＋ 小麦 ＋ 施設野菜 (ナス、ホレソウ) ＋ 露地野菜 (ブロッコリー)	作付面積 水稻 200a 小麦 400a 半促成ナス 20a 雨よけホレソウ 20a (20a×2.5作) ブロッコリー 50a 経営面積 4.7ha	<資本装備> (中型機械化体系) ・トラクター(35ps) ・田植機 (4条3戸共同) ・自脱型コンバイン (5条 3戸共同) ・施肥播種機 (8条 3戸共同) ・穀物乾燥機 (50石 3戸共同) ・野菜移植機 ・管理機(7ps) ・動力噴霧機 ・トラック(2t、軽) <その他> ・水稻は箱施用剤と省力型除草剤利用により、防除回数の削減と省力化 ・ナスは購入苗利用により育苗作業の省力化を図る ・ナスは受粉ハチ利用による受粉作業の省力化を図る ・ナスは適正な整枝・せん定により収量と品質の向上を図る ・ナスは、天敵利用による化学農薬の低減を図る ・ホレソウは半促成ナスの後作で2.5回作付	・雇用労働力の安定的確保 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 ・良質堆肥と有機質肥料を主体とした施肥により生産安定を図る ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る	家族労働力 2人 雇用労働力 1人 収穫・調整作業に対するパート雇用 チェックリストに基づく労働安全の確保 定期的な休日の確保 家族経営協定の締結	1 水稻 ＋ 小麦 ＋ 施設野菜 (ナス、ホレソウ) ＋ 露地野菜 (ブロッコリー)	作付面積 水稻 200a 小麦 400a 半促成ナス 20a 雨よけホレソウ 20a (20a×2.5作) ブロッコリー 50a 経営面積 4.7ha	<資本装備> (中型機械化体系) ・トラクター(35ps) ・田植機 (4条3戸共同) ・自脱型コンバイン (5条 3戸共同) ・施肥播種機 (8条 3戸共同) ・穀物乾燥機 (50石 3戸共同) ・野菜移植機 ・管理機(7ps) ・動力噴霧機 ・トラック(2t、軽) <その他> ・水稻は箱施用剤と省力型除草剤利用により、防除回数の削減と省力化 ・ナスは購入苗利用により育苗作業の省力化を図る ・ナスは受粉ハチ利用による受粉作業の省力化を図る ・ナスは、天敵利用による化学農薬の低減を図る ・ホレソウは半促成ナスの後作で2.5回作付	・雇用労働力の安定的確保 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 ・良質堆肥の投入と有機質堆肥を主体とした施肥により生産安定を図る ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る	家族労働力 2人 雇用労働力 1人 収穫・調整作業に対するパート雇用 チェックリストに基づく労働安全の確保 定期的な休日の確保 家族経営協定の締結
2 露地野菜 (ナス、ブロッコリー、ホレ)	作付面積 ナス 20a ブロッコリー 130a	<資本整備> (中型機械化体型) ・トラクター(35PS) ・田植機	・雇用労働力の確保 ・簿記記帳	家族労働力 2人 雇用労働力 1人	2 露地野菜 (ナス、ブロッコリー、ホレ)	作付面積 ナス 20a ブロッコリー 130a	<資本整備> (中型機械化体型) ・トラクター(35PS) ・田植機	・雇用労働力の確保 ・簿記記帳	家族労働力 2人 雇用労働力 1人

ソウ ＋ 水稲 ＋ 養蚕	ホレンソウ 40a 水稲 50a 養蚕 5箱	(4条 3戸共同) ・自脱型コンバイン (3条 3戸共同) ・穀物乾燥機 (20石 3戸共同) ・播種機 ・野菜移植機 ・管理機(7ps) ・動力噴霧機 ・飼育室 ・自動収繭毛羽取機 ・暖房機 ・トラック(2t、軽) ＜その他＞ ・水稲は箱施用剤と 省力型除草剤利用に より、防除回数の削 減と省力化 ・ナスは接ぎ木購入苗 利用 ・ナスはV字仕立てによ り収量と品質の向上 を図る。 ・ブロックローテーションによ る露地野菜の連作障 害の軽減	による経営 収支の把握とコスト節 減 ・良質堆肥 と有機質肥 料を主体と した施肥に より生産安 定を図る ・農機具の 保守管理を 徹底し、使 用年数の延 長による機 械コストの低 減を図る	収穫・調整 作業に対す るパート雇用 チェックリストに 基づく労働 安全の確保 定期的な休 日の確保 家族経営協 定の締結	ソウ ＋ 水稲 ＋ 養蚕	ホレンソウ 40a 水稲 50a 養蚕 10箱	(4条 3戸共同) ・自脱型コンバイン (3条 3戸共同) ・穀物乾燥機 (20石 3戸共同) ・播種機 ・野菜移植機 ・管理機(7ps) ・動力噴霧機 ・飼育室 ・自動収繭毛羽取機 ・暖房機 ・トラック(2t、軽) ＜その他＞ ・水稲は箱施用剤と 省力型除草剤利用に より、防除回数の削 減と省力化 ・ナスは接ぎ木購入苗 利用 _____ _____ _____ ・ブロックローテーションによ る露地野菜の連作障 害の軽減	による経営 収支の把握とコスト節 減 ・良質堆肥 の投入と有 機質堆肥を 主体とした 施肥により 生産安定を 図る ・農機具の 保守管理を 徹底し、使 用年数の延 長による機 械コストの低 減を図る	収穫・調整 作業に対す るパート雇用 チェックリストに 基づく労働 安全の確保 定期的な休 日の確保 家族経営協 定の締結
3 露地野菜 (キュウリ、ダ イコン、ホレン ソウ、ネギ) ＋ 水稲	作付面積 夏秋キュウリ 20a ダイコン 30a ホレンソウ 50a ネギ 40a 水稲 50a 経営面積	＜資本整備＞ (小型機械化体型) ・トラクター(25PS) ・田植機 (4条 3戸共同) ・自脱型コンバイン (3条 3戸共同) ・穀物乾燥機 (20石 3戸共同) ・播種機 ・簡易ネギ移植機 ・ネギ皮むき機 ・ダイコン洗浄機 ・管理機(7ps) ・動力噴霧機	・雇用労働 力の確保 ・簿記記帳 による経営 収支の把握 とコスト節約 ・良質堆肥 と有機質肥 料を主体と した施肥に より生産安 定を図る	家族労働力 2人 雇用労働力 1人 収穫・調整 作業に対す るパート雇用 チェックリストに 基づく労働 安全の確保 定期的な休 日の確保	3 露地野菜 (キュウリ、ダ イコン、ホレン ソウ、ネギ) ＋ 水稲	作付面積 夏秋キュウリ 20a ダイコン 30a ホレンソウ 50a ネギ 40a 水稲 50a 経営面積	＜資本整備＞ (小型機械化体型) ・トラクター(25PS) ・田植機 (4条 3戸共同) ・自脱型コンバイン (3条 3戸共同) ・穀物乾燥機 (20石 3戸共同) ・播種機 ・簡易ネギ移植機 ・ネギ皮むき機 ・ダイコン洗浄機 ・管理機(7ps) ・動力噴霧機	・雇用労働 力の確保 ・簿記記帳 による経営 収支の把握 とコスト節約 ・良質堆肥 の投入と有 機質堆肥を 主体とした 施肥によ り生産安定 を図る。	家族労働力 2人 雇用労働力 1人 収穫・調整 作業に対す るパート雇用 チェックリストに 基づく労働 安全の確保 定期的な休 日の確保

	1.7ha	・トラック (1t、軽) ＜その他＞ ・水稲は箱施用剤と省力型除草剤利用により、防除回数の削減と省力化 ・ブロックローテーションによる露地野菜の連作障害の軽減	・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による	家族経営協定の締結			1.7ha	・トラック (1t、軽) ＜その他＞ ・水稲は箱施用剤と省力型除草剤利用により、防除回数の削減と省力化 ・ブロックローテーションによる露地野菜の連作障害の軽減	・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による	家族経営協定の締結	
4 施設野菜 (トマト、キュウリ)	作付面積 促成トマト 25a 抑制キュウリ 25a 経営面積 0.25ha	＜資本装備＞ (小型機械化体系) ・トラクター(21ps) ・土壤消毒機(2条) ・暖房機(温風式) ・管理機(7ps) ・動力噴霧機 ・大型連棟ハウス(2,500㎡) ・トラック(1t、軽) ＜その他＞ ・トマト、キュウリは購入苗利用による育苗の省力化と選果機利用による省力化 ・減化学肥料・減農薬栽培 ・地域有機物資源活用による土作り	・施設トマト、キュウリは高品質生産を行い、ブランド品として有利販売の実現させる ・ブランド品としての有利販売の実現 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト削減 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る	家族労働力 3人 収穫・調整作業に対するパート雇用 チェックリストに基づく労働安全の確保 定期的な休日の確保 家族経営協定の締結		4 施設野菜 (トマト、キュウリ)	作付面積 促成トマト 25a 抑制キュウリ 25a 経営面積 0.25ha	＜資本装備＞ (小型機械化体系) ・トラクター(21ps) ・土壤消毒機(2条) ・暖房機(温風式) ・管理機(7ps) ・動力噴霧機 ・大型連棟ハウス(2,500㎡) ・トラック(1t、軽) ＜その他＞ ・トマト、キュウリは購入苗利用による育苗の省力化と選果機利用による省力化 ・減化学肥料・減農薬栽培 ・地域有機物資源活用による土作り	・施設トマト、キュウリは高品質生産<u>団地を確保し</u>、ブランド品として有利販売の実現させる ・ブランド品としての有利販売の実現 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト削減 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る	家族労働力 3人 収穫・調整作業に対するパート雇用 チェックリストに基づく労働安全の確保 定期的な休日の確保 家族経営協定の締結	
5 施設野菜 (キュウリ)	作付面積 促成キュウリ 25a 抑制キュウリ	＜資本装備＞ (小型機械化体系) ・トラクター(21ps) ・土壤消毒機(2条) ・暖房機(温風式)	・雇用労働力の確保 ・キュウリの出荷規格の簡	家族労働力 2人 雇用労働力 1人		5 施設野菜 (キュウリ)	作付面積 促成キュウリ 25a 抑制キュウリ	＜資本装備＞ (小型機械化体系) ・トラクター(21ps) ・土壤消毒機(2条) ・暖房機(温風式)	・雇用労働力の確保 ・キュウリの出荷規格の簡	家族労働力 2人 雇用労働力 1人	

	25a	・管理機(7ps) ・動力噴霧機 ・大型連棟ハウス(2,500㎡) ・トラック(1t、軽) <その他> ・キュリは購入苗利用による育苗の省力化 ・地域有機物資源活用による土作り	素化と平箱コンテナによる定数詰め出荷	収穫・調整作業に対するパート雇用		25a	・管理機(7ps) ・動力噴霧機 ・大型連棟ハウス(2,500㎡) ・トラック(1t、軽) <その他> ・キュリは購入苗利用による育苗の省力化 ・地域有機物資源活用による土作り	素化と平箱コンテナによる定数詰め出荷	収穫・調整作業に対するパート雇用		
	経営面積		・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減	チェックリストに基づく労働安全の確保	定期的な休日の確保	経営面積		・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減	チェックリストに基づく労働安全の確保	定期的な休日の確保	
	0.25ha		・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る	家族経営協定の締結		0.25ha		・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る	家族経営協定の締結		
6 施設野菜(キュリ) ＋ 露地野菜(キュリ)	作付面積 促成キュリ 20a 抑制キュリ 20a 夏秋キュリ 10a 経営面積 0.3ha	<資本装備> (小型機械化体系) ・トラクター(21ps) ・土壌消毒機(2条) ・暖房機(温風式) ・管理機(7ps) ・動力噴霧機 ・大型連棟ハウス(2,000㎡) ・トラック(1t、軽) <その他> ・キュリは購入苗利用による育苗の省力化 ・地域有機物資源活用による土作り	・雇用労働力の確保	家族労働力 2人 雇用労働力 1人	収穫・調整作業に対するパート雇用	6 施設野菜(キュリ) ＋ 露地野菜(キュリ)	作付面積 促成キュリ 20a 抑制キュリ 20a 夏秋キュリ 10a 経営面積 0.3ha	<資本装備> (小型機械化体系) ・トラクター(21ps) ・土壌消毒機(2条) ・暖房機(温風式) ・管理機(7ps) ・動力噴霧機 ・大型連棟ハウス(2,000㎡) ・トラック(1t、軽) <その他> ・キュリは購入苗利用による育苗の省力化 ・地域有機物資源活用による土作り	・雇用労働力の確保	家族労働力 2人 雇用労働力 1人	収穫・調整作業に対するパート雇用
			・キュリの出荷規格の簡素化と平箱コンテナによる定数詰め出荷	チェックリストにもとづく労働安全の確保	定期的な休日の確保				チェックリストにもとづく労働安全の確保	定期的な休日の確保	
			・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減	家族経営協定の締結				・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減	家族経営協定の締結		
			・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る					・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る			
7 施設野菜(キュリ、ホ)	作付面積 促成キュリ	<資本装備> (小型機械化体系) ・トラクター(21ps)	・雇用労働力の確保	家族労働力 2人 雇用労働力		7 施設野菜(キュリ、ホ)	作付面積 促成キュリ	<資本装備> (小型機械化体系) ・トラクター(21ps)	・雇用労働力の確保	家族労働力 2人 雇用労働力	

レンソウ)	25a 雨よけホレンソウ 25a (25a×2作) 経営面積 0.25ha	・土壌消毒機(2条) ・暖房機(温風式) ・播種機 ・管理機(7ps) ・動力噴霧機 ・大型連棟ハウス(2,500㎡) ・トラック(1t、軽) <その他> ・キュウリは購入苗利用による育苗の省力化 ・地域有機物資源活用による土作り ・ホレンソウは半促成ナスの後作で2回作付	・キュウリの出荷規格の簡素化と平箱コンテナによる定数詰め出荷 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る	1人 収穫・調整作業に対するパート雇用 チェックリストに基づく労働安全の確保 定期的な休日の確保 家族経営協定の締結	レンソウ)	25a 雨よけホレンソウ 25a (25a×2作) 経営面積 0.25ha	・土壌消毒機(2条) ・暖房機(温風式) ・播種機 ・管理機(7ps) ・動力噴霧機 ・大型連棟ハウス(2,500㎡) ・トラック(1t、軽) <その他> ・キュウリは購入苗利用による育苗の省力化 ・地域有機物資源活用による土作り ・ホレンソウは半促成ナスの後作で2回作付	・キュウリの出荷規格の簡素化と平箱コンテナによる定数詰め出荷 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る	1人 収穫・調整作業に対するパート雇用 チェックリストに基づく労働安全の確保 定期的な休日の確保 家族経営協定の締結	
8 施設野菜 (ナス、ホレンソウ)	作付面積 半促成ナス 30a 雨よけホレンソウ 30a (30a×2.5作) 経営面積 0.3ha	<資本装備> (小型機械化体系) ・トラクター(21ps) ・播種機 ・管理機(7ps) ・動力噴霧機 ・暖房機 ・パイプハウス(3,000㎡) ・トラック(1t、軽) <その他> ・ナスは購入苗利用により育苗作業の省力化を図る ・ナスは受粉ハチ利用による受粉作業の省力化を図る ・ナスは適正な整枝・せん定により収量と品質の向上を図る	・良質堆肥と有機質肥料を主体とした施肥によりブランド品としての有利販売 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減	家族労働力 3人 収穫・調整作業に対するパート雇用 連棟ハウス、暖房機の導入による換気労力の軽減 基づく労働安全の確保 家族経営協定の締結	8 施設野菜 (ナス、ホレンソウ)	作付面積 半促成ナス 30a 雨よけホレンソウ 30a (30a×2.5作) 経営面積 0.3ha	<資本装備> (小型機械化体系) ・トラクター(21ps) ・播種機 ・管理機(7ps) ・動力噴霧機 ・暖房機 ・パイプハウス(3,000㎡) ・トラック(1t、軽) <その他> ・ナスは購入苗利用により育苗作業の省力化を図る ・ナスは受粉ハチ利用による受粉作業の省力化を図る	・良質堆肥の投入と有機質主体の施肥によりブランド品としての有利販売 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減	家族労働力 3人 収穫・調整作業に対するパート雇用 連棟ハウス、暖房機の導入による換気労力の軽減 基づく労働安全の確保 家族経営協定の締結	

		・ナスは、天敵利用による化学農薬の低減を図る ・ホレンソウは半促成ナスの後作で2.5回作付					・ナスは、天敵利用による化学農薬の低減を図る ・ホレンソウは半促成ナスの後作で2.5回作付		
9 果 樹 (ブドウ 専作)	作付面積 ブドウ 75a 経営面積 0.75ha	<資本装備> (中型機械化体系) ・トラクター(21ps) ・スปีートスプレー(500L) ・直売施設 ・ブドウ棚 ・雨よけハウス ・ <u>軽トラック</u> <その他> ・雨よけ栽培による高品質生産 ・直売方式に適した品種構成と栽培体系	・高級化・多様ニーズへの対応 ・直売、宅配便利用による付加価値販売 ・多様な品種による販売期間の長期化を図る ・パソコン利用による顧客のデータ管理 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減	家族労働力 2人 ジベレリン処理に対する雇用 チェックリストに基づく労働安全の確保 自走式運搬作業台車による作業の軽減 定期的な休日の確保 家族経営協定の締結	9 果 樹 (ブドウ 専作)	作付面積 ブドウ 75a 経営面積 0.75ha	<資本装備> (中型機械化体系) ・トラクター(21ps) ・スปีートスプレー(1,000L) ・直売施設 ・ブドウ棚 ・雨よけハウス ・ <u>トラック(1t、軽)</u> <その他> ・雨よけ栽培による高品質生産 ・直売方式に適した品種構成と栽培体系	・高級化・多様ニーズへの対応 ・直売、宅配便利用による付加価値販売 ・多様な品種による販売期間の長期化を図る ・パソコン利用による顧客のデータ管理 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減	家族労働力 2人 ジベレリン処理に対する雇用 チェックリストに基づく労働安全の確保 自走式運搬作業台車による作業の軽減 定期的な休日の確保 家族経営協定の締結
10 施設花き (バラ 専作)	作付面積 バラ(周年) 35a 経営面積 0.35ha	<資本装備> ・鉄骨ハウス(3,500㎡) ・ハウス内カーテン(3,500㎡) ・ <u>養液栽培装置一式</u> ・ <u>温風暖房機</u> ・ <u>ヒートポンプ</u> ・ <u>自動防除機</u> ・ <u>動力噴霧機</u> ・ <u>環境制御装置一式</u> ・ <u>冷蔵庫(2坪)</u> ・ <u>出荷調製場</u>	・パート雇用の安定確保 ・ <u>市場動向を踏まえた品種選定</u> ・共同販売による高品質バラの安定出荷体制の整備	家族労働力 3人 雇用労力 2人 収穫荷造り作業に対するパート雇用 チェックリストに基づく労働安全の確保	10 施設花き (バラ 専作)	作付面積 バラ(周年) 35a 経営面積	<資本装備> ・鉄骨ハウス(3,500㎡) ・ハウス内カーテン(3,500㎡) ・ <u>養液栽培装置一式</u> ・ <u>温風暖房機</u> ・ <u>自動防除機</u> ・ <u>環境抑制装置一式</u> ・ <u>冷蔵庫(2坪)</u>	・パート雇用の安定確保 ・ <u>計画生産、計画販売を前提とした品種の選定</u> ・ <u>団地化と標高差利用による周年</u>	家族労働力 3人 雇用労力 2人 収穫荷造り作業に対するパート雇用 チェックリストに基づく労働安全の確保

		・軽トラック ＜その他＞ ・施肥管理の徹底 ・温度管理による周年出荷 ・複合環境制御システムの導入 ・湿式低温輸送体制の整備	・法人化による経営基盤の強化 ・パソコン利用による販売データ及び経営管理	給料制・休日制の導入 家族経営協定の締結		0.35ha	・軽トラック ＜その他＞ ・施肥管理の徹底 ・ハウス内の複合環境制御システムの導入 ・共選・共販体制の実施と低温輸送体制の整備	高品質バラ生産出荷体制の整備 ・法人化による経営基盤の強化 ・パソコン利用による経営管理	給料制・休日制の導入 家族経営協定の締結
1 1 施設花き (シクラメン、アジサイ)	作付面積 シクラメン 20a アジサイ 40a (施設20a) (露地20a)	＜資本装備＞ ・鉄骨ハウス(2,000㎡) ・ハウス内カーテン(2,000㎡) ・栽培ベンチ(2,000㎡) ・温風暖房機 ・動力噴霧機 ・液肥混入機 ・土壌消毒機 ・ホイルローダー ・フォークリフト(1.5t) ・軽トラック ＜その他＞ ○共通 ・ギフト向け大鉢規格と量販向け中小鉢規格の生産 ・底面給水や点滴チューブ給水技術等の導入による省力化 ・複合環境制御システムの整備 ○シクラメン ・セル苗導入による育苗省力化 ・栄養診断による施肥体系 ○アジサイ ・挿木増殖と露地での育苗	・雇用労働力の確保 ・オリジナル品種の育成によるブランド品づくり ・市場及び実需者への契約販売 ・直売による販路確保 ・法人化による経営基盤の強化 ・パソコン利用による顧客のデータ管理、経営管理	家族労働力 2人 雇用労働力 4人 鉢上げ、手入れ、出荷作業に対するパート雇用 チェックリストに基づく労働安全の確保 給料制・休日制の導入 家族経営協定の締結	1 1 施設花き (シクラメン、アジサイ)	作付面積 シクラメン 20a アジサイ 20a	＜資本装備＞ ・鉄骨ハウス(2,000㎡) ・ハウス内カーテン(2,000㎡) ・栽培ベンチ(2,000㎡) ・温風暖房機 ・動力噴霧機 ・液肥混入機 ・ホイルローダー ・フォークリフト(1.5t) ・軽トラック ＜その他＞ ・セル育苗の導入 ・底面給水技術の導入による省力化と施肥体系の確立 ・ハウスは複合環境制御システムを装備	・雇用労働力の確保 ・オリジナル品種の育成によるブランド品づくり ・ギフト用として共同出荷による契約販売 ・法人化による経営基盤の強化 ・パソコン利用による顧客のデータ管理、経営管理	家族労働力 2人 雇用労働力 1人 鉢上げ・出荷作業に対するパート雇用 チェックリストに基づく労働安全の確保 給料制の導入 定期的な休日の確保 家族経営協定の締結

		・冬季加温による促成早期出荷							
1 2 シイタケ	経営規模 シイタケ(年植菌) 27,000本 (稼働ホダ木54,000本)	<資本装備> ・シイタケ発生室 ・養成ハウス ・人工ホダ場 ・浸水槽 ・運搬車(3駆、クローラー型) ・自動植菌機 ・乾燥機 ・フォークリフト ・軽トラック <その他> ・シイタケは共選による共同出荷と単位農協による周年出荷	・雇用労働力の安定的確保 ・ホダ場の活用 ・直売所・道の駅等と絡ませたシイタケの販路拡大 ・簿記記帳による経営収支の把握と越すと節減 ・出荷データの分析と販売管理	家族労働力 3人 雇用労働力 2人 収穫・調整作業に対するパート雇用 チェックリストに基づく労働安全の確保 定期的な休日の確保 家族経営協定の締結	1 2 シイタケ	経営規模 シイタケ(年植菌) 27,000本 (稼働ホダ木54,000本)	<資本装備> ・シイタケ発生室 ・養成ハウス ・人工ホダ場 ・浸水槽 ・運搬車(3駆、クローラー型) ・自動植菌機 ・乾燥機 ・フォークリフト ・軽トラック <その他> ・シイタケは共選による共同出荷と単位農協による周年出荷	・雇用労働力の安定的確保 ・ホダ場の活用 ・直売所・道の駅等と絡ませたシイタケの販路拡大 ・簿記記帳による経営収支の把握と越すと節減 ・出荷データの分析と販売管理	家族労働力 3人 雇用労働力 2人 収穫・調整作業に対するパート雇用 チェックリストに基づく労働安全の確保 定期的な休日の確保 家族経営協定の締結
1 3 シイタケ ＋ 露地野菜 (ナス、ホレンソウ) ＋ 水稻	経営規模 シイタケ(年植菌) 15,000本 (稼働ホダ木30,000本)	<資本装備> ・シイタケ発生室 ・養成ハウス ・人工ホダ場 ・浸水槽 ・運搬車(3駆、クローラー型) ・自動植菌機 ・乾燥機 ・フォークリフト ・トラクター(21ps) ・田植機(4条3戸共同) ・自脱型コンバイン(3条戸共同) ・穀物乾燥機(20石 3	・雇用労働力の確保 ・ホダ場の活用 ・直売所・道の駅等と絡ませたシイタケの販路拡大 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減	家族労働力 3人 雇用労働力 1人 収穫・調整作業に対するパート雇用 チェックリストに基づく労働安全の確保 定期的な休日の確保	1 3 シイタケ ＋ 露地野菜 (ナス、ホレンソウ) ＋ 水稻	経営規模 シイタケ(年植菌) 15,000本 (稼働ホダ木30,000本)	<資本装備> ・シイタケ発生室 ・養成ハウス ・人工ホダ場 ・浸水槽 ・運搬車(3駆、クローラー型) ・自動植菌機 ・乾燥機 ・フォークリフト ・トラクター(21ps) ・田植機(4条3戸共同) ・自脱型コンバイン(3条戸共同) ・穀物乾燥機(20石 3	・雇用労働力の確保 ・ホダ場の活用 ・直売所・道の駅等と絡ませたシイタケの販路拡大 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減	家族労働力 3人 雇用労働力 1人 収穫・調整作業に対するパート雇用 チェックリストに基づく労働安全の確保 定期的な休日の確保

	水稻 50 a 経営面積 0.65ha (うち0.3haはホダ場)	戸共同) ・播種機 ・土壤消毒機 ・マルチ張り機 ・動力噴霧機 ・軽トラック ＜その他＞ ・シタケは共選による共同出荷と単位農協による周年出荷 ・ナスは接ぎ木購入苗利用 ・ナスはV字仕立てにより収量のと品質の向上を図る。	・出荷データの分析と販売管理 ・良質堆肥と有機質肥料を主体とした施肥により生産安定を図る	家族経営協定の締結			水稻 50 a 経営面積 0.65ha (うち0.3haはホダ場)	戸共同) ・播種機 ・土壤消毒機 ・マルチ張り機 ・動力噴霧機 ・軽トラック ＜その他＞ ・シタケは共選による共同出荷と単位農協による周年出荷 ・ナスは接ぎ木購入苗利用 _____ _____ _____	・出荷データの分析と販売管理 ・良質堆肥の投入と有機質堆肥を主体とした施肥により生産安定を図る。	家族経営協定の締結			
1 4 養豚専作 (養豚一貫)	飼養頭数 種雌豚 90頭 種雄豚 7頭 育成豚 22頭 肥育豚 900頭	＜資本装備＞ ・分娩・離乳豚舎 ・妊娠豚舎 ・種雄豚舎 ・育成群飼場 ・自動給餌・給水装置 ・堆肥化施設 ・除ふんスクレーパー ・バキューム ・ショベルローダー ・尿浄化槽 ＜その他＞ ・分娩・乳豚舎はウインドレスとする ・肥育豚舎はセミウインドレス式または開放式 ・分娩は無看護方式 ・自動飼料給与システム ・ふんは完熟堆肥化 ・尿は法定基準浄化で河川放流 ・年間分娩回数 2.2回 ・離乳頭数	・法人化による経営基盤の強化 ・パソコンによる経営管理 ・繁殖成績管理 ・肥育成績管理	家族労働力 2人 休日制の導入 給料制の導入 チェックリストに基づく労働安全の確保 家族経営協定の締結			1 4 養豚専作 (養豚一貫)	飼養頭数 種雌豚 90頭 種雄豚 7頭 育成豚 22頭 肥育豚 900頭	＜資本装備＞ ・分娩・離乳豚舎 ・妊娠豚舎 ・種雄豚舎 ・育成群飼場 ・自動給餌・給水装置 ・堆肥化施設 ・除ふんスクレーパー ・バキューム ・ショベルローダー ・尿浄化槽 ＜その他＞ ・分娩・乳豚舎はウインドレスとする ・肥育豚舎はセミウインドレス式または開放式 ・分娩は無看護方式 ・自動飼料給与システム ・ふんは完熟堆肥化 ・尿は法定基準浄化で河川放流 ・年間分娩回数 2.2回 ・離乳頭数	・法人化による経営基盤の強化 ・パソコンによる経営管理 ・繁殖成績管理 ・肥育成績管理	家族労働力 2人 休日制の導入 給料制の導入 チェックリストに基づく労働安全の確保 家族経営協定の締結		

		9.46頭/腹 ・出荷時日齢 185日 ・出荷時体重 114kg ・枝肉重量 75.2kg ・年間1母豚当たり 出荷頭数 20.2頭 ・上物率 60%以上					9.46頭/腹 ・出荷時日齢 185日 ・出荷時体重 114kg ・枝肉重量 75.2kg ・年間1母豚当たり 出荷頭数 20.2頭 ・上物率 60%以上		
15 酪農専作 (つなぎ 飼い飼養)	<飼養頭数> 経産牛 45頭 育成牛 19頭 (経産牛1頭 当たり乳 量8,200kg) 飼料作物 作付実面積 9h (飼料自給 率 TDN 3 5%以上)	<資本装備> つなぎ飼い・パイプラインミ ルカー方式 ・牛舎・付属施設 ・ミルカー(4ユニット) ・バルククーラー(1,500リッ トル) ・トラクター(105、77ps:共有) ・飼料作栽培作業機械一 式(共有) ・飼料作収穫作業機械一 式(共有) ・堆肥化施設 <その他> ・粗飼料自給を基本とす る資源循環型の経営 ・経営体周辺への飼料畑 の集積 ・家畜排せつ物の堆肥化 と利用の促進 ・粗飼料・濃厚飼料の分 離給与方式 ・飼料作物生産の機械利 用組合方式の導入(5戸 共同) ・計画的肉畜生産(F1) ・受精卵移植技術による 高能力確保 ・育成牛の牧場委託育成	・複式簿記記 帳による経営 収支の把握と 資金管理の徹 底 ・青色申告の 実施 ・パソコン活用に よる経営分析 ・牛群検定の 活用	家族労働力 3人 ヘルパーの活 用による休 日制の導入 チェックリストに 基づく労働 安全の確保 家族経営協 定の締結	15 酪農専作 (つなぎ 飼い飼養)	<飼養頭数> 経産牛 45頭 育成牛 19頭 (経産牛1頭 当たり乳 量8,200kg) 飼料作物 作付実面積 9h (飼料自給 率 TDN 3 5%以上)	<資本装備> つなぎ飼い・パイプラインミ ルカー方式 ・牛舎・付属施設 ・ミルカー(4ユニット) ・バルククーラー(1,500リッ トル) ・トラクター(105、77ps:共有) ・飼料作栽培作業機械一 式(共有) ・飼料作収穫作業機械一 式(共有) ・堆肥化施設 <その他> ・粗飼料自給を基本とす る資源循環型の経営 ・経営体周辺への飼料畑 の集積 ・家畜排せつ物の堆肥化 と利用の促進 ・粗飼料・濃厚飼料の分 離給与方式 ・飼料作物生産の機械利 用組合方式の導入(5戸 共同) ・計画的肉畜生産(F1) ・受精卵移植技術による 高能力確保 ・育成牛の牧場委託育成	・複式簿記記 帳による経営 収支の把握と 資金管理の徹 底 ・青色申告の 実施 ・パソコン活用に よる経営分析 ・牛群検定の 活用	家族労働力 3人 ヘルパーの活 用による休 日制の導入 チェックリストに 基づく労働 安全の確保 家族経営協 定の締結
16 酪農専作	飼養頭数 経産牛	<資本装備> フリーストール・ミルクパ ー方式	・複式簿記 記帳による 経営収支の	家族労働力 2人	16 酪農専作	飼養頭数 経産牛	<資本装備> フリーストール・ミルクパ ー方式	・複式簿記 記帳による 経営収支の	家族労働力 2人

(放し飼 い飼養)	70頭 育成牛 35頭 (経産牛1 頭当たり乳 量9,000kg) 飼料作物 作付実面積 9ha (飼料自給 率TDN35% 以上)	・牛舎・付属施設 ・ミルク [※] パーラー (6頭×2) (2,500ℓ) ・バルククーラー (100、85ps:共有) ・トラクター (100、85ps:共有) ・飼料作栽培作業機 械一式(共有) ・飼料作収穫作業機 械一式(共有) ・堆肥発酵施設 ＜その他＞ ・粗飼料自給を基本 とする資源循環型の 経営 ・経営体周辺への大 区画飼料畑の集積造 成 ・飼料作物生産の機 械利用組合方式の導 入(3戸共同) ・コントラクターの利用 ・家畜糞尿の堆肥化 と堆肥の利用促進 ・混合飼料(TMR) 給与方式 ・計画的肉畜生産(F1) ・受精卵移植技術に よる高能力確保 ・育成牛の牧場委託 育成	把握と資金 管理の徹底 ・青色申告 の実施 ・パ [※] ソコン活 用による経 営分析 ・牛群検定 の活用	ヘルパーの活 用による休 日制の導入 チェックリストに 基づく労働 安全の 確保 家族経営協 定の締結	(放し飼 い飼養)	70頭 育成牛 35頭 (経産牛1 頭当たり乳 量9,000kg) 飼料作物 作付実面積 9ha (飼料自給 率TDN35% 以上)	・牛舎・付属施設 ・ミルク [※] パーラー (6頭×2) (2,500ℓ) ・バルククーラー (100、85ps:共有) ・トラクター (100、85ps:共有) ・飼料作栽培作業機 械一式(共有) ・飼料作収穫作業機 械一式(共有) ・堆肥発酵施設 ＜その他＞ ・粗飼料自給を基本 とする資源循環型の 経営 ・経営体周辺への大 区画飼料畑の集積造 成 ・飼料作物生産の機 械利用組合方式の導 入(3戸共同) ・コントラクターの利用 ・家畜糞尿の堆肥化 と堆肥の利用促進 ・混合飼料(TMR) 給与方式 ・計画的肉畜生産(F1) ・受精卵移植技術に よる高能力確保 ・育成牛の牧場委託 育成	把握と資金 管理の徹底 ・青色申告 の実施 ・パ [※] ソコン活 用による経 営分析 ・牛群検定 の活用	ヘルパーの活 用による休 日制の導入 チェックリストに 基づく労働 安全の 確保 家族経営協 定の締結
	17 肉牛専作 (肉専用 種肥育)	飼養頭数 肥育牛 160頭 (黒毛和種)	＜資本装備＞ 群飼育・自動給餌体 系 ・個体別管理哺育舎 ・群飼育舎 ・自動給餌機 ・ショベルローダー ・大型扇風機	・雇用労働 力の確保 ・複式簿記 記帳による 経営収支の 把握と資金 管理の徹底		家族労働力 2人 雇用労力 1人 休日制の導 入	17 肉牛専作 (肉専用 種肥育)	飼養頭数 肥育牛 160頭 (黒毛和種)	＜資本装備＞ 群飼育・自動給餌体 系 ・個体別管理哺育舎 ・群飼育舎 ・自動給餌機 ・ショベルローダー ・大型扇風機

		・飼料貯蔵庫 ・堆肥舎 ・ダンプトラック(2t) <その他> ・素牛は過肥のものを避ける肥育前期までは消化の良い粗飼料をTDN20%以上給与する。 ・素牛導入月齢8ヵ月齢 ・出荷月齢 28ヵ月齢 ・出荷体重 720kg ・枝肉重量 454kg ・DG 0.75kg	・パソコンによる飼料給与設計 ・優良系統分析 ・市況情報管理	チェックリストに基づく労働安全の確保 給料制の導入 家族経営協定の締結			・飼料貯蔵庫 ・堆肥舎 ・ダンプトラック(2t) <その他> ・素牛は過肥のものを避ける肥育前期までは消化の良い粗飼料をTDN20%以上給与する。 ・素牛導入月齢8ヵ月齢 ・出荷月齢 28ヵ月齢 ・出荷体重 720kg ・枝肉重量 454kg ・DG 0.75kg	・パソコンによる飼料給与設計 ・優良系統分析 ・市況情報管理	チェックリストに基づく労働安全の確保 給料制の導入 家族経営協定の締結
18 肉牛専作 (肉用交雑牛肥育)	飼養頭数 肥育牛 260頭 (交雑種)	<資本装備> 群飼育・自動給餌体系 ・個体別管理哺育舎 ・群飼育舎 ・自動給餌機 ・ショベルローダー ・大型扇風機 ・飼料貯蔵庫 ・堆肥舎 <その他> ・スモールで導入、育成後肥育の経営 ・飼養管理方法は踏み込み式(カクズ等)での牛房群飼方式とする ・素牛導入月齢1.5ヵ月齢 ・出荷月齢 25ヵ月齢 ・出荷体重 746kg ・枝肉重量 455kg ・DG 0.95kg	・雇用労働力の確保 ・複式簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 ・パソコンによる飼料給与設計 ・出荷データ管理 ・市況情報管理	家族労働力 2人 雇用労働力 1人 休日制の導入 チェックリストに基づく労働安全の確保 給料制の導入 家族経営協定の締結	18 肉牛専作 (肉用交雑牛肥育)	飼養頭数 肥育牛 260頭 (交雑種)	<資本装備> 群飼育・自動給餌体系 ・個体別管理哺育舎 ・群飼育舎 ・自動給餌機 ・ショベルローダー ・大型扇風機 ・飼料貯蔵庫 ・堆肥舎 <その他> ・スモールで導入、育成後肥育の経営 ・飼養管理方法は踏み込み式(カクズ等)での牛房群飼方式とする ・素牛導入月齢1.5ヵ月齢 ・出荷月齢 25ヵ月齢 ・出荷体重 746kg ・枝肉重量 455kg ・DG 0.95kg	・雇用労働力の確保 ・複式簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 ・パソコンによる飼料給与設計 ・出荷データ管理 ・市況情報管理	家族労働力 2人 雇用労働力 1人 休日制の導入 チェックリストに基づく労働安全の確保 給料制の導入 家族経営協定の締結

1 9 養鶏 ＋ 稲作	飼養頭数 採卵鶏 22,000羽 育雛 4,000羽 作付面積 水稻 100a 経営面積 1.0ha	<資本装備> 自動給餌、自動集卵 体系 ・成鶏舎 ・育成舎 ・育雛舎 ・自動給餌機 ・自動収卵機 ・トラクター(21ps) ・田植機 (4条 3戸共同) ・自脱型コンバイン (4条 3戸共同) ・大型扇風機 ・乾燥機(24石3戸共 同) ・動力噴霧機 <その他> ・産卵重年1羽当たり 19kg ・産卵率83%以上 ・オールインオールアウト方式	・雇用労働 力の安定的 確保 ・複式簿記 記帳による 経営収支の 把握とコスト 節減 ・パソコンに よる鶏群管 理	家族労働力 2人 雇用労力 1人 休日制の導 入 チェックリストに 基づく労働 安全の確保 給料制の導 入 家族経営協 定の締結	1 9 養鶏 ＋ 稲作	飼養頭数 採卵鶏 22,000羽 育雛 4,000羽 作付面積 水稻 100a 経営面積 1.0ha	<資本装備> 自動給餌、自動集卵 体系 ・成鶏舎 ・育成舎 ・育雛舎 ・自動給餌機 ・自動収卵機 ・トラクター(21ps) ・田植機 (4条 3戸共同) ・自脱型コンバイン (4条 3戸共同) ・大型扇風機 ・乾燥機(24石3戸共 同) ・動力噴霧機 <その他> ・産卵重年1羽当たり 19kg ・産卵率83%以上 ・オールインオールアウト方式	・雇用労働 力の安定的 確保 ・複式簿記 記帳による 経営収支の 把握とコスト 節減 ・パソコンに よる鶏群管 理	家族労働力 2人 雇用労力 1人 休日制の導 入 チェックリストに 基づく労働 安全の確保 給料制の導 入 家族経営協 定の締結
-----------------------------------	---	--	---	---	-----------------------------------	---	--	---	---

(別紙2)

農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農
 類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指
 標

営農類型		経営規模 (a)	生産方式		経営管理の 方法	農業従事の 態様
1	露地 野菜 (ナス・ ブロッコ リー ・ホウレ ンソウ)	作付面積	資本装備	規格等	・畜産農家との 連携による良 質堆肥の確保	家族労働力 2人
			農作業場	100 m ²		
		ナス 15 ブロッコリー 30	育苗パイプハウス	150 m ²	・簿記記帳によ る経営収支の 把握とコスト節減	チェックリストに基 づく労働安全 の確保
			トラクター	21ps		
		ホウレンソウ 20	管理機	7ps	・定期的な休日 の確保	家族経営協 定の締結
			播種機	1条		
		経営面積 50	動力噴霧機	30L/分	・農機具の保 守管理を徹底 し、使用年数 の延長による 機械コストの低 減を図る。	定期的な休日 の確保
			ロータリー	1.5m		
		全て借地	軽トラック		・蓄産農家との 連携による良 質堆肥の確保	チェックリストに基 づく労働安全 の確保
			その他			
2	施設 野菜 (トマト・ キュウ リ)	作付面積	資本装備	規格等	・雇用労働力 の安定確保	家族労働力 2人
			農作業場	100 m ²		
		促成トマト 25 抑制キュウリ 25	鉄骨ハウス	2500 m ²	・畜産農家との 連携による良 質堆肥の確保	チェックリストに基 づく労働安全 の確保
			灌水施設			
		経営面積 25	灌水井戸	1基	・簿記記帳によ る経営収支の 把握とコスト節減	定期的な休日 の確保
			燃料タンク	2KL		
		全て借地	トラクター	21ps	・定期的な休日 の確保	家族経営協 定の締結
			管理機	7ps		
			動力噴霧機	30L/分	・蓄産農家との 連携による良 質堆肥の確保	チェックリストに基 づく労働安全 の確保
			その他			

(別紙2)

農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農
 類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指
 標

営農類型		経営規模 (a)	生産方式		経営管理の 方法	農業従事の 態様
1	露地 野菜 (ナス・ ブロッコ リー ・ホウレ ンソウ)	作付面積	資本装備	規格等	・畜産農家との 連携による良 質堆肥の確保	家族労働力 2人
			農作業場	100 m ²		
		ナス 15 ブロッコリー 30	育苗パイプハウス	150 m ²	・簿記記帳によ る経営収支の 把握とコスト節減	チェックリストに基 づく労働安全 の確保
			トラクター	21ps		
		ホウレンソウ 20	管理機	7ps	・定期的な休日 の確保	家族経営協 定の締結
			播種機	1条		
		経営面積 50	動力噴霧機	30L/分	・農機具の保 守管理を徹底 し、使用年数 の延長による 機械コストの低 減を図る。	定期的な休日 の確保
			ロータリー	1.5m		
		全て借地	軽トラック		・蓄産農家との 連携による良 質堆肥の確保	チェックリストに基 づく労働安全 の確保
			その他			
2	施設 野菜 (トマト・ キュウ リ)	作付面積	資本装備	規格等	・雇用労働力 の安定確保	家族労働力 2人
			農作業場	100 m ²		
		促成トマト 25 抑制キュウリ 25	鉄骨ハウス	2500 m ²	・畜産農家との 連携による良 質堆肥の確保	チェックリストに基 づく労働安全 の確保
			灌水施設			
		経営面積 25	灌水井戸	1基	・簿記記帳によ る経営収支の 把握とコスト節減	定期的な休日 の確保
			燃料タンク	2KL		
		全て借地	トラクター	21ps	・定期的な休日 の確保	家族経営協 定の締結
			管理機	7ps		
			動力噴霧機	30L/分	・蓄産農家との 連携による良 質堆肥の確保	チェックリストに基 づく労働安全 の確保
			その他			

			ロータリー	1.5m	・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る	家族経営協定の締結	
			保冷库	2 坪			
			軽トラック				
			その他				
			・トマトは受粉ハチ利用による受粉作業の省力化を図る				
			・キュウリは購入苗利用による育苗の省力化		・出荷規格の簡素化による平箱コンテナによる定数詰め出荷	家族経営協定の締結	
3	施設野菜 (ナス・ホウレンソウ)	作付面積	資本装備	規格等	・雇用労働力の安定確保		家族労働力 2人(作業の一部で不足する労働力を雇用により確保)
ナス 20			農作業場	100 m ²			
		パイプハウス	2000 m ²	・畜産農家との連携による良質堆肥の確保	チェックリストに基づく労働安全の確保		
ホウレンソウ 20		貯油タンク,防油堤	1.8KL				・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減
		トラクター	21ps	・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る。	家族経営協定の締結		
経営面積 25 全て借地		暖房機	400 坪用			・ナスは購入苗、受粉ハチ、天敵等の利用により作業の省力化及び適切な整枝により収量・品質の向上を図る	
		動力噴霧機	30L/分				
		管理機	7ps				
		土壌消毒機	2 条				
		ロータリー	1.5m				
		播種機	1 条				
		保冷库	2 坪				
マルチャー		高畦	・ホウレンソウはは種時期をずらし、長期出荷する				
軽トラック							
その他							
			ロータリー	1.5m	・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る	家族経営協定の締結	
			保冷库	2 坪			
			軽トラック				
			その他				
			・トマトは受粉ハチ利用による受粉作業の省力化を図る				
			・キュウリは購入苗利用による育苗の省力化		・出荷規格の簡素化による平箱コンテナによる定数詰め出荷	家族労働力 2人(作業の一部で不足する労働力を雇用により確保)	
3	施設野菜 (ナス・ホウレンソウ)	作付面積	資本装備	規格等	・雇用労働力の安定確保		家族労働力 2人(作業の一部で不足する労働力を雇用により確保)
ナス 20			農作業場	100 m ²			
		ホウレンソウ 20	貯油タンク,防油堤	1.8KL	・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減		定期的な休日の確保
トラクター			21ps	・ナスは購入苗、受粉ハチ、天敵等の利用により作業の省力化を図る			
経営面積 25 全て借地		暖房機	400 坪用		・ホウレンソウはは種時期をずらし、長期出荷する		
		動力噴霧機	30L/分				
		管理機	7ps				
		土壌消毒機	2 条				
		ロータリー	1.5m				
		播種機	1 条				
		保冷库	2 坪				
マルチャー		高畦	・ホウレンソウはは種時期をずらし、長期出荷する				
軽トラック							
その他							
				ロータリー	1.5m	・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る。	家族経営協定の締結
			保冷库	2 坪			
			軽トラック				
			その他				
			・ナスは購入苗、受粉ハチ、天敵等の利用により作業の省力化				
			を図る		・ホウレンソウはは種時期をずらし、長期出荷する	家族労働力 2人	
4	施設野菜	作付面積	資本装備	規格等	・畜産農家との連携による良		家族労働力 2人
			農作業場	100 m ²			

	(ホウレンソウ専作)	ホウレンソウ 30 経営面積 30 全て借地	パイプハウス トラクター 管理機 播種機 動力噴霧機 ロータリー 保冷库 トラック その他 ・雨よけパイプハウスを利用した年間 5 回転の周年栽培 ・夏季の栽培は、高温・日朝などの関係で栽培しにくいので、遮光などの適切な栽培管理と適正品種の選択を図る	3000 m ² 21ps 7ps 1 条 30L/分 1.5m 2 坪 1t	質堆肥の確保 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る。	チェックリストに基づく労働安全の確保 定期的な休日の確保 家族経営協定の締結
5	施設野菜 (キュウリ専作)	作付面積 促成キュウリ 20 抑制キュウリ 20 経営面積 20 全て借地	資本装備 作業舎 温室 かん水施設 かん水井戸 燃料タンク トラクター 歩行型トラクター 動力噴霧機 土壌消毒器 温風暖房機 トラック その他 ・購入苗利用による育苗の省力化 ・地域有機物資源活用による土づくり	規格等 100 m ² 2000 m ² 1 基 2KL 36ps 8ps 2 条 400 坪用 1t	・雇用労働力の安定確保 ・畜産農家との連携による良質堆肥の確保 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る。 ・出荷規格の簡素化による平箱コンテナによる数詰め出荷	家族労働力 2 人雇用労働力(出荷調整等) チェックリストに基づく労働安全の確保 定期的な休日の確保 家族経営協定の締結

	(ホウレンソウ専作)	ホウレンソウ 30 経営面積 30 全て借地	パイプハウス トラクター 管理機 播種機 動力噴霧機 ロータリー 保冷库 トラック その他 ・雨よけパイプハウスを利用した年間 5 回転の周年栽培 ・夏季の栽培は、高温・日朝などの関係で栽培しにくいので、遮光などの適切な栽培管理と適正品種の選択を図る	3000 m ² 21ps 7ps 1 条 30L/分 1.5m 2 坪 1t	質堆肥の確保 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る。	チェックリストに基づく労働安全の確保 定期的な休日の確保 家族経営協定の締結
5	施設野菜 (キュウリ専作)	作付面積 促成キュウリ 20 抑制キュウリ 20 経営面積 20 全て借地	資本装備 作業舎 温室 かん水施設 かん水井戸 燃料タンク トラクター 歩行型トラクター 動力噴霧機 土壌消毒器 温風暖房機 トラック その他 ・購入苗利用による育苗の省力化 ・地域有機物資源活用による土づくり	規格等 100 m ² 2000 m ² 1 基 2KL 36ps 8ps 2 条 400 坪用 1t	・雇用労働力の安定確保 ・畜産農家との連携による良質堆肥の確保 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る。 ・出荷規格の簡素化による平箱コンテナによる数詰め出荷	家族労働力 2 人雇用労働力(出荷調整等) チェックリストに基づく労働安全の確保 定期的な休日の確保 家族経営協定の締結

6	花き (シクラメン・鉢アジサイ)	作付面積 シクラメン 10 鉢アジサイ 20 (施設 10) (露地 10) 経営面積 20 全て借地	資本装備 農作業場 鉄骨ハウス ハウス内カーテン 貯油タンク・防油堤 井戸 栽培ベンチ (固定) 暖房機 液肥混入器 動力噴霧機 ホイルローター その他 ・底面給水技術の導入による省力化と施肥体系の確立 ・ハウスは複合環境制御システムを装備	規格等 100 m ² 1000 m ² 1000 m ² 1.8KL 1000 m ² 10 万 Kcal 30L/分 バケツ 0.2 m ³	・雇用労働力の安定確保 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト削減 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る。 ・直売による販路確保	家族労働力 2 人 + 雇用労働力 (作業の一部で不足する労働力を雇用により確保) チェックリストに基づく労働安全の確保 定期的な休日の確保 家族経営協定の締結	6	花き (シクラメン・鉢アジサイ)	作付面積 シクラメン 10 鉢アジサイ 10 経営面積 10 全て借地	資本装備 農作業場 鉄骨ハウス ハウス内カーテン 貯油タンク・防油堤 井戸 栽培ベンチ (固定) 暖房機 液肥混入器 動力噴霧機 ホイルローター その他 ・底面給水技術の導入による省力化と施肥体系の確立 ・ハウスは複合環境制御システムを装備	規格等 100 m ² 1000 m ² 1000 m ² 1.8KL 1000 m ² 10 万 Kcal 30L/分 バケツ 0.2 m ³	・雇用労働力の安定確保 ・畜産農家との連携による良質堆肥の確保 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト削減 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る。	家族労働力 2 人 + 雇用労働力 (作業の一部で不足する労働力を雇用により確保) チェックリストに基づく労働安全の確保 定期的な休日の確保 家族経営協定の締結
7	果樹 (ブドウ)	作付面積 ブドウ 50 経営面積 50 全て借地	資本装備 ブドウ樹 作業所兼直売所 格納庫 ブドウ棚 雨よけハウス スピードスプレヤー 乗用草刈機 トラクター 軽トラック その他 ・雨よけ栽培による高品質生産 ・直売方式に適した品種構成と栽培体系	規格等 200 m ² 50 m ² 500L 21ps 1t	・雇用労働力の安定確保 ・畜産農家との連携による良質堆肥の確保 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト削減 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る。	家族労働力 2 人 + 雇用労働力 (作業の一部で不足する労働力を雇用により確保) チェックリストに基づく労働安全の確保 定期的な休日の確保 家族経営協定の締結	7	果樹 (ブドウ)	作付面積 ブドウ 50 経営面積 50 全て借地	資本装備 ブドウ樹 作業所兼直売所 格納庫 ブドウ棚 雨よけハウス スピードスプレヤー 乗用草刈機 トラクター トラック その他 ・雨よけ栽培による高品質生産 ・直売方式に適した品種構成と栽培体系	規格等 200 m ² 50 m ² 500L 21ps 1t	・雇用労働力の安定確保 ・畜産農家との連携による良質堆肥の確保 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト削減 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る。	家族労働力 2 人 + 雇用労働力 (作業の一部で不足する労働力を雇用により確保) チェックリストに基づく労働安全の確保 定期的な休日の確保 家族経営協定の締結

				・直売、宅配 便利用によ る付加価値 販売 ・多様な品 種による販 売期間の長 期化を図る					・直売、宅配 便利用によ る付加価値 販売 ・多様な品 種による販 売期間の長 期化を図る	

別紙3（第4の1（1）⑥関係）

次に掲げる利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

（1） _____
_____地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又一般社団法人若しくは一般財団法人（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○ 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事業

○ 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合
・・・その土地を効率的に利用できると認められること

（2）農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和

別紙3（第4の1（1）⑥関係）

次に掲げる利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

（1）地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又畜産公社（農地法施行令第6条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○ 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事業

○ 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合
・・・その土地を効率的に利用できると認められること

（2）農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農業生産法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法

53年法律第36号)第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る) (それぞれ対象土地を農用地以外の土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。) ○ 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合 ・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができるものと認められること。 ○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合 ・・・その土地を効率的に利用することができるものと認められること (3) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条2項各号に掲げる事業(同項第6号に掲げる事業を除く。)を行う法人又は農業近代化資金助成法施行令(昭和36年政令第346号)第1条第6号、第8号又は第9号に掲げる法人(それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。) ○ 対象土地を農業用施設用地として利用するために利用権の設定等を受ける場合 ・・・その土地を効率的に利用することができるものと認められること	律第36号)第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る)(それぞれ対象土地を農用地以外の土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。) ○ 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合 ・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができるものと認められること。 ○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合 ・・・その土地を効率的に利用することができるものと認められること (3) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条2項各号に掲げる事業(同項第6号に掲げる事業を除く。)を行う法人又は農業近代化資金助成法施行令(昭和36年政令第346号)第1条第6号、第8号又は第9号に掲げる法人(それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。) ○ 対象土地を農業用施設用地として利用するために利用権の設定等を受ける場合 ・・・その土地を効率的に利用することができるものと認められること
---	--

別紙４（第４の１（２）関係）

Ⅰ 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃貸借又は使用貸借による権利に限る。）

の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
１．存続期間は３年（農業者年金制度関連の場合は１０年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。 ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常のカ培期間からみて３年とすることが相当でないとは認められる場合には、３年と異なる存続期間とすることができる。 ２．残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。 ３．農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施によ	１．農地については、農地法第５２条の規定により農業委員会から提供される賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。 ２．採草放牧地については、その採草放牧地の近傍の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力。固定資産評価額等を勘案して算定する。 ３．開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常のカ生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。 ４．借賃を金銭以外のものカ定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記１から３までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。 この場合において、金銭以外のものカ定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法	１．借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。 ２．１の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。 ３．借賃を金銭以外の物で定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。	１．農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。 ２．農用地利用集積計画においては、利用権設定促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申し出に基づき、桐生市が認定した額をその費やし

別紙４（第４の１（２）関係）

Ⅰ 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃貸借又は使用貸借による権利に限る。）

の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
１．存続期間は３年（農業者年金制度関連の場合は１０年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。 ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常のカ培期間からみて３年とすることが相当でないとは認められる場合には、３年異なる存続期間とすることができる。 ２．残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。 ３．農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施によ	１．農地については、農地法第５２条の規定により農業委員会から提供される賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。 ２．採草放牧地については、その採草放牧地の近傍の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力。固定資産評価額等を勘案して算定する。 ３．開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常のカ生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。 ４．借賃を金銭以外のものカ定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記１から３までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。 この場合において、金銭以外のものカ定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法	１．借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。 ２．１の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。 ３．借賃を金銭以外の物で定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。	１．農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。 ２．農用地利用集積計画においては、利用権設定促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申し出に基づき、桐生市が認定した額をその費やし

り設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。	律の施行について」（平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。		た金額又は増価額とする旨を定めるものとする。
---	---	--	------------------------

り設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。	法律の施行について」（平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。		した金額又は増価額とする旨を定めるものとする。
---	--	--	-------------------------

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用賃借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用賃借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ	1. 混牧林地については、その混牧林担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2. 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の賃借の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3. 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ	1. 混牧林地については、その混牧林担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2. 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の賃借の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3. 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

Ⅲ農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

Ⅲ農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
Iの①に同じ	1. 作物等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2. 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械費の償却費、事務管理費などのほか、農作業実施者又は、農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。	Iの③に同じ。 この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損益がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常の取引（農地転用のために農地を売却した者がその農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。 なお、農業者年金基金が所有権の移転を行う場合の取り扱いについては、農業者年金基金の定めるところによるものとする。

①存続期間	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
Iの①に同じ	1. 作物等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2. 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械費の償却費、事務管理費などのほか、農作業実施者又は、農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。	Iの③に同じ。 この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損益がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常の取引（農地転用のために農地を売却した者がその農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。 なお、農業者年金基金が所有権の移転を行う場合の取り扱いについては、農業者年金基金の定めるところによるものとする。